

令和7年10月21日

関係各位 }
各労働保険事務組合 } 様

静岡労働局総務部労働保険徴収課長

労働保険未手続事業一掃強化期間の実施及び広報協力依頼について

労働保険制度の運営につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県内の労働保険（労災保険・雇用保険）の適用事業数は、令和6年度末において労災保険適用事業は86,094事業（前年比568減）、雇用保険適用事業は67,031事業（同258減）ですが、依然として小規模零細事業を中心になお相当数の未手続事業が残されていると推測されます。これら未手続事業の解消は、全面適用の原則を踏まえ、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等を図る観点からも極めて重要であるため、適用促進及び未手続事業の解消に向けた取り組みを強化しているところです。

厚生労働省では11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、未手続事業場の一掃を主要課題と位置付けるとともに、労働保険の適用促進に関する広報活動を全国的に集中して展開することとしております。

つきましては、本強化期間の趣旨をご理解いただき、広報等への掲載、今回送付するリーフレットの配布やポスターの掲示等、労働保険適用促進について広く周知していただきますようご協力をお願い申し上げます。

なお、今回送付するA4版リーフレットおよびポスターの掲示等は、令和8年10月31日までとなっておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。また、昨年度（令和6年度）A4版リーフレットおよびポスターについても使用期限が令和7年10月31日までとなっておりますので、期限日以降の掲示等行わないよう、併せてご留意ください。

労働保険二次元コード



【担当】

〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階
静岡労働局 総務部 労働保険徴収課

労働保険適用指導官 手島（てじま）電話 054-254-6437